

てんかん薬を飲んでいると車の運転はできないのですか？

Q：高齢な上、てんかんのため薬を飲んでいると車の運転はできないのでしょうか。
また、車の運転について相談できる窓口はありますか。

A：てんかんの既往または服薬の観点から、一概に車の運転の可否が決まるわけでは
ありません。運転免許試験場に問い合わせてみるとよいでしょう。また、疾患に
よっては専門医の診断が必要な場合もあります。

【 運転適性相談窓口について 】

都道府県警察においては、加齢に伴う身体機能の低下等のため自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族、身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため自動車等の安全な運転に支障のある方等が、担当の職員に相談することができる窓口を設けています。

1. 加齢に伴う身体機能の低下等のため自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーや そのご家族の皆様へ

加齢に伴う身体機能の低下等のため、自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族の方からの相談に対しては、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導のほか、運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の教示を行っています。

「これまでのような運転ができなくなった」、「『危ないから運転はもうやめて』と家族に言われた」など運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族の方は、積極的に下記の窓口をご利用ください。

「都道府県警察の運転適性相談窓口」一覧

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/contactpoints.pdf

なお、運転免許証を自主返納した方への各種特典については「[高齢運転者支援サイト](http://www.zensiren.or.jp/kourei/)」(http://www.zensiren.or.jp/kourei/)」に掲載がありますので参考になります。

2. 身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため、自動車等の安全な運転に支障 のある方へ

身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため、自動車等の安全な運転に支障のある方については、道路交通法等により、一定の要件を設けて、運転免許を拒否(与えない)、保留(一定期間与えない)、取消し、停止されることが定められています。ただし、運転免許の拒否、取消し等を受ける要件に該当しているか否かは、あくまでもそれぞれの方について個別に都道府県公安委員会が判断します。

身体の障害や病気の症状が自動車等の運転に及ぼす影響は、個別具体のケースによりまちまちで、運転免許に一定の条件を付すことにより補うことができる場合や、治療により回復する場合等がありますから、病気や事故等による身体の障害や病状のため運転に不安のある方は、

積極的に「都道府県警察の運転適性相談窓口」をご利用ください。

北海道においても、同様の制度のもと相談を受けております。一定の病気などに該当する可能性がある場合でも、すぐに免許の停止や取消しになるわけではありません。できるだけ事前にご相談ください。

下記の一定の病気などにより、自動車などの安全な運転に支障を及ぼすおそれがある人は、道路交通の安全の確保の観点から、免許が取得できない場合や、取り消される場合があります。各運転免許試験場では、一定の病気などを理由に自動車等の運転に不安がある人及びその家族の皆さんのために相談窓口を設けております。詳しくは各運転免許試験場にお尋ねください。

- ・統合失調症
- ・脳卒中
- ・てんかん
- ・そううつ病
- ・再発性の失神
- ・認知症
- ・無自覚性の低血糖症
- ・アルコール依存症
- ・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・その他運転に支障のあるもの

なお、疾患によっては、専門医による診断や判断または届出等が行われることもあります(表1参照)。

【 参考資料 】

- 1) 警察庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/>)
- 2) 北海道警察ホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)
- 3) 医学のあゆみ, Vol.266, No.2, 2018

表 1. 免許の拒否・取消しとなる場合がある“一定の病気”とその基準 参考資料3)より

道路交通法 90条1項/103条1項		道路交通法施行令33条2の3		一定の病気に係る免許可否等の運用基準による免許の可否・取り消しの基準(抜粋) ○：拒否等行わない ×：拒否または取消し	
		法令で定める病気	括弧書き		
1	イ	幻覚の症状を伴う精神病	統合失調症	安全な運転に必要な能力 ^{注2} を欠くこととなるおそれがある病状を呈しないものを除く	○残遺症状がない、または認められるが安全な運転に必要な能力 ^{注2} を欠いていないと診断 ○欠くことになる症状再発のおそれなしと診断
			てんかん	再発のおそれがないもの、再発しても意識障害・運動障害がないもの、睡眠中のみの再発を除く	
	ロ	発作により意識障害または運動障害をもたらす病気	再発性の失神	脳の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気で、再発のおそれがあるもの	・神経起因性失神 ・その他特定の原因による失神 ○運転を控えるべきとはいえないと診断
			無自覚性の低血糖	血糖調節できるものを除く	・不整脈を原因とする失神 ・薬剤性低血糖 ・その他の低血糖 ○運転を控えるべきとはいえないと診断
			そううつ病	安全な運転に必要な認知・予測・判断・操作のいずれかにかかわる能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く	○統合失調症と同様
	ハ	上記のほか、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気	重度の眠気 の症状を呈する睡眠障害		×重度の眠気を生ずるおそれあり、6ヵ月以内におそれがなくなる見込みがあるとはいえないと診断
			その他、安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある病状を呈する病気		・その他の精神障害 ・脳卒中 ○統合失調症と同様 ○認知症、運動障害、視覚障害の規定に従う
1の2		認知症 ^{注1}		×アルツハイマー型、血管性、前頭側頭型、レビー小体型認知症と診断された場合	

^{注1} 認知症：介護保険法第5条の2に規定する認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいう)

^{注2} 安全な運転に必要な能力：自動車などの安全な運転に必要な認知、予測、判断、または操作のいずれかにかかわる能力